

# 第1章 公共施設マネジメント計画策定の意義

## 1. 目的と背景

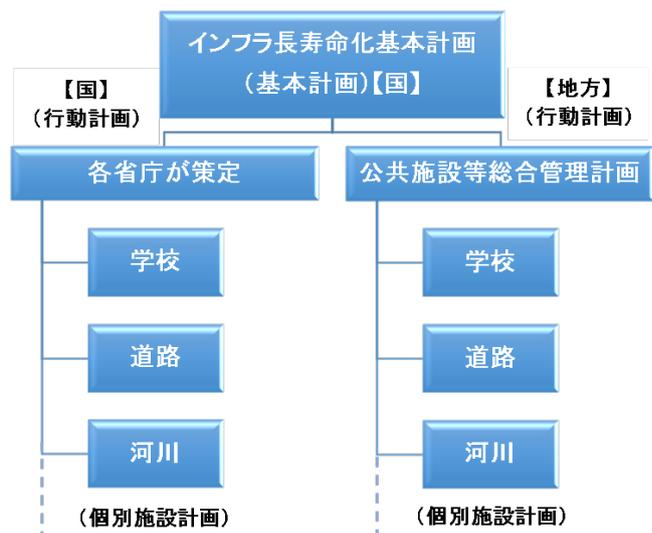
本市は、首都100km圏に位置する静岡県東部にあって恵まれた自然環境と優位な地理的条件のもとで、1923（大正12）年の市制施行以降、東駿河湾地域、伊豆方面への交通拠点あるいは広域的な商業・文化拠点として、この地域の政治、経済、文化の中心的役割を担う都市として発展してきました。

都市の発展とともに増加する人口に応じて、学校教育施設、社会教育・文化施設、子育て施設、スポーツ・レクリエーション施設、住宅等、道路、橋梁、上下水道など、様々な公共建築物やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）を整備してきましたが、これらの公共施設等の多くは1970～80年代に集中して整備したものであるため、整備後30～40年が経過し、これから一斉に大規模な改修や更新の時期を迎えることが見込まれています。

限られた財源の中で、一斉に大規模な改修や更新を行うことは財政運営上の大きな負担となるため、人口減少や少子高齢化の進展等により社会情勢が大きく変化する中で、公共施設等の利用需要の変化も踏まえた上での公共施設等の老朽化対策やあり方そのもの見直しを図ることは喫緊の課題であり、これは、全国の地方公共団体共通の課題となっています。

このような中、2014（平成26）年4月に総務省から各地方公共団体に対し、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であると提言されるとともに、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請がなされました。本計画は、本市の全ての公共施設等の現状を把握・分析するとともに、今後、需要に応じた必要な市民サービスを、より良い形で提供できるよう維持しつつ、公共施設等の最適化に取り組み、これらにかかる中長期的な経費を軽減・平準化するための基本的な方針や手法を示すものであり、本市における「公共施設等総合管理計画」として策定するものです。

図：公共施設等総合管理計画の位置付け

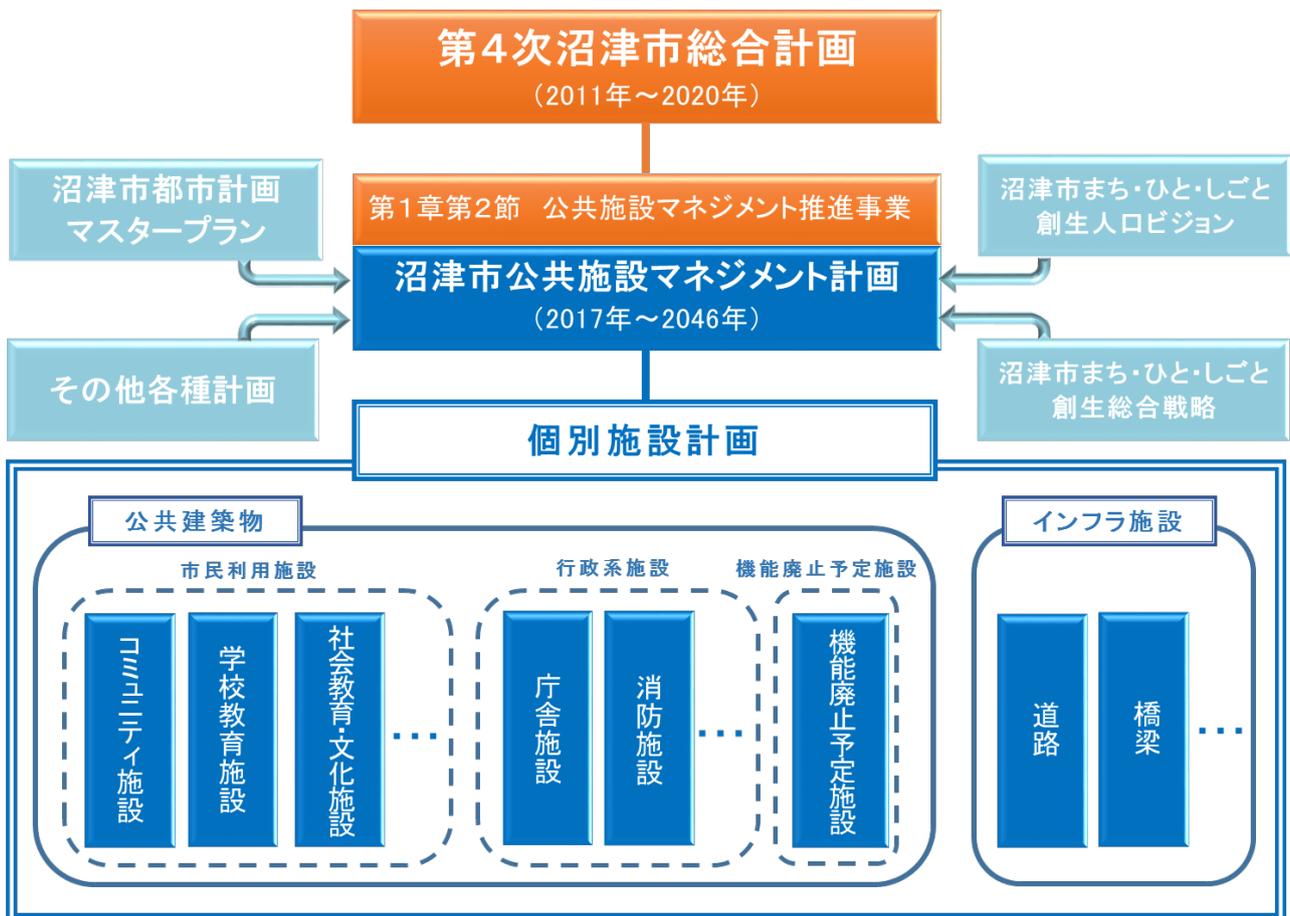


## 2. 計画の位置付け

本市では、「第4次沼津市総合計画」を最上位計画とし、将来の都市像を「人と環境を大切にす県東部広域拠点都市・沼津」と掲げ、その実現を目指したまちづくりを進めています。

本計画は、国が要請する「公共施設等総合管理計画」として位置付けるとともに、本市における第4次沼津市総合計画の第1章「環境にやさしく、安全・安心を実感できるまち」の第2節「安全・安心で快適に暮らせるまち」の主要事業である「公共施設マネジメント推進事業」の基本的な方向性を示す推進計画として位置付けるものであり、今後策定する施設類型ごとの個別施設計画の上位計画となるものです。

図：公共施設マネジメント計画の位置付け



## 3. 対象施設

本計画は、本市が保有する公共建築物、インフラ施設といった全ての公共施設等を対象とします。市立病院、上下水道といった企業会計施設や公共施設等が整備されている土地も含みますが、動産や金融資産等は含みません。

表：対象施設一覧

大分類		中分類	小分類
公共建築物	市民利用施設	コミュニティ施設	地区センター
			その他コミュニティ施設
		学校教育施設	小学校
			中学校
			その他教育施設
		社会教育・文化施設	図書館・文化施設
			博物館等
			歴史的施設
		子育て施設	保育所・幼稚園
			子育て支援センター
	放課後児童クラブ		
	その他子育て施設		
	福祉施設	高齢者福祉施設	
		その他福祉施設	
	医療・保健施設	医療施設（市立病院のみ企業会計）	
		保健施設	
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	
		レクリエーション施設	
	住宅等	市営住宅	
その他住宅			
その他市民利用施設	駐車場・駐輪場		
	斎場等		
	その他施設（公衆便所等）		
行政系施設	庁舎施設	庁舎施設、市民窓口事務所	
	消防施設	消防庁舎施設、消防団詰所、防災倉庫	
	環境衛生施設	環境衛生施設（清掃プラント等）	
	その他行政系施設	倉庫、その他施設	
機能廃止予定施設	機能廃止予定施設	機能廃止予定施設	
インフラ施設	道路	1級幹線、2級幹線、その他路線、横断歩道橋、トンネル	
	橋梁	橋梁	
	農林道	農道、林道、排水機場	
	都市公園	都市公園、公園施設	
	河川	準用河川、普通河川、排水機場、急傾斜地崩壊対策施設	
	漁港	漁港施設、海岸保全施設、漁場施設	
	上水道（企業会計）	水源地、配水池、加圧ポンプ場、管路	
	下水道（企業会計）	処理場、ポンプ場、マンホールポンプ、管路	

#### 4. 計画の期間

本計画は、今後の公共施設等の管理に関する基本的な考え方を中長期的な視点で整理するものであることから、計画期間は2017（平成29）年度から2046（平成58）年度までの30年間とします。

##### 30年間とした理由

- 「公共施設等総合管理計画」の策定指針の中で、将来人口については30年程度見通すことが望ましいとされていること。
- 公共施設等の維持管理・更新に係る中長期的な経費の見込みについて、総務省が示す「公共施設等更新費用算出ソフト」の考えに基づいて試算しており、この試算においては、耐用年数が最も長い建築物について、建築から30年で大規模改修を、建築から60年で更新を行うものとしていることから、今後30年間で全ての公共建築物について大規模改修又は更新が予定されること。